意見検討結果一覧表

(案名: いわていきいきプラン (2021~2023) (中間案) についての意見募集)

番	号	意 見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
]	1	(総論)	今後高齢化が一層進む中で、団塊ジュニア世代が高齢者とな	F (その他)
		p34 【目指す姿】	る令和 22 (2040) 年を見据え、高齢者は「支えられる側」と	
		基本方針の「目指す姿」に、「地域に生きる一人ひとりが尊	いった考え方から、高齢者自身が支える側に立つことも想定し	
		重され〜地域共生社会の実現に向けて」という表現が今回追	ながら、世代を超えて地域住民が共に支え合い、共に幸せを実	
		加された理由を教えていただきたい。	感できる「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要と	
			認識しています。	
			このため、新しいプランの目指す姿において、その旨を明ら	
			かにするため、「地域に生きる一人ひとりが尊重され、その生	
			きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に	
			向けて、包括的な支援体制の下、高齢者が、住み慣れた地域で	
			安心して幸福に生活し続けることができる地域づくり」という	
			表現としました。	

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
2	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	県では、介護支援専門員をはじめとする介護関係者等に対	D (参考)
	p54 1 在宅医療の推進	し、在宅医療に関する適切な情報提供を行うとともに、地域や	
	介護支援専門員がケアプランを立案する際に、医療的な内	職種のニーズに合わせて、在宅医療に必要な基本的知識や技術	
	容が多くなった場合、現状の介護支援専門員の研修制度で対	に関する研修を行うなど、在宅医療を担う人材の確保・育成を	
	応が可能か。元職種が看護師などの医療職である場合は可能	推進していくこととしています。御提案いただいた医療機関で	
	かもしれないが、介護士等として現場を担ってきた人材に対	の実地研修については、当該研修を実施する上で参考とさせて	
	して研修制度のみで医学的な内容を包括してプランを立案す	いただきます。	
	ることや、医師との情報交換を正確に行うには、医療機関へ		
	の実地研修など踏み込んだ研修内容を検討するべきではない		
	か。		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
3	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	県では、退院支援に従事する看護師と訪問看護ステーション	D (参考)
	p54 1 在宅医療の推進	の看護師との相互研修の実施など、入院医療機関における在宅	
	地域包括ケアについては、「基本は在宅、時々病院」という	医療への理解促進と入退院調整支援機能の強化を図っている	
	コンセプトであると理解している。医療機関では退院支援部	ほか、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師等の在宅医療を担	
	門等が機能するようになっていることはよいが、現場感覚で	う各職種について、地域や各職種の実情に合わせた実務的な研	
	は、院内で地域医療や在宅介護を含めたプランを各職種が立	修を実施しているところです。御提案いただいた方法について	
	案しているわけではないと感じる。クリニカルパスや地域連	は、医療担当課とも共有し、上記の研修等を実施する上で参考	
	携パスも運用しているが、あくまで医療の視点で完結してい	とさせていただきます。	
	る印象がある。医療機関のスタッフが地域や在宅医療を含め		
	た連続性のあるプランを立案していくためには、勤務医が地		
	域医療に参加する、看護師やコメディカルスタッフが在宅医		
	療のスタッフと人事交流するといったような方法もあると考		
	える。また医療機関で総合診療医を育成し、入院計画に総合		
	診療医が介入するようなモデルが導入されていくこともよい		
	のではないか。これらの取り組みは実際に他県で行われてい		
	る。		
4	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	「第2 在宅医療と介護の連携推進」については、施策の目	E (対応困難)
	p54	標である「在宅医療の推進」を第1に掲げ、在宅医療を担う人	
	第2の構成が、「1 在宅医療の推進」、「2 連携体制の構	材の確保・育成や、入退院調整支援機能の強化、普及啓発など	
	築」の掲載順になっているが、「1 医療と介護の連携体制の	施策ごとに必要な取組を記載し、次にそのための体制・環境整	
	構築」が先で「2 在宅医療の推進」が次にくるのではない	備として、多職種間や関係機関・団体間の「連携体制の構築」	
	か。	を記載しています。	
	また、記載内容が在宅のことと、医療・介護関係のことが		
	混在しているので整理した方がよい。		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
5	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	「2 連携体制の構築」の【今後の取組】に記載していると	D (参考)
	p57 【今後の取組】	おり、県では、情報通信技術を活用した地域医療情報ネットワ	
	在宅医療の推進には、医療と介護と行政が、高齢者の個別	ークの構築を支援しています。全県的なシステムの構築につい	
	の情報共有を迅速に行うことが重要となる。岩手県でも「く	ては、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法	
	まもとメディカルネットワーク」のような全県的なシステム	など、統一的な運用ルールの整備が課題となっています。	
	構築があればいいと考える。	また、国において、全国的な保健医療情報ネットワークの整	
		備を進めており、国の動向を注視しつつ、全県的な医療情報連	
		携体制の在り方について検討していく考えです。	
6	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	いただいた御意見のとおり、在宅医療の推進を図る上で、認	C (趣旨同一)
	p57 【今後の取組】	定看護師による介護事業所への助言や指導等の県立病院の関	
	県の計画なので、この項目に、県立病院の積極的な関与(例	与は重要と認識しており、当該項目の【今後の取組】において、	
	えば認定看護師による介護事業所への助言や指導)や医師会	講師として県立病院従事者や認定看護師等を想定した、在宅医	
	との調整についても記載があれば、より在宅医療が充実する	療に必要な基本的知識や技術に関する研修を行い、在宅医療を	
	と思われる。	担う人材の確保・育成を推進する旨記載しています。	
		また、医師会との調整についても、「2 連携体制の構築」	
		の【今後の取組】において、地域の医師会等と連携強化し、市	
		町村域を越えた課題の調整を行う旨記載しています。	
7	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	いただいた御意見のとおり、在宅療養者である高齢者に対	A (全部反映)
	p58 2 連携体制の構築	し、包括的な支援の一環として、医療と介護と連携し栄養管	
	「(管理)栄養士」と記載があるが、地域ケア会議に出席し、	理・指導を行うのは、管理栄養士が想定されることから、該当	
	栄養ケアマネジメントができるのは「管理栄養士」であり、	箇所については、「管理栄養士」と修正しました。	
	厚労省の関係通知にも全てこれで記載されているので修正い		
	ただきたい。(P59 も同様)。		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
8	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	いただいた御意見のとおり、市町村や地域包括支援センター	E (対応困難)
	p58 2 連携体制の構築	では、個別課題の解決や関係者間のネットワーク構築のため、	
	地域ケア会議は、高齢者の介護予防・自立支援に資するケ	地域ケア会議が開催されており、個別ケース(対応困難事例等)	
	アマネジメント支援の方向性を、専門性をもつ多職種が情報	への支援の検討を通じて、地域包括支援ネットワークの構築や	
	共有する場である。これらに関する専門職種と各機能分担に	高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の	
	係る明確な記載がなく、さらに掲載職種に偏りがみられる。	把握・対応の検討(地域課題の発見、課題解決のための地域づ	
	具体的に地域ケア会議が意図すること、参加職能を明示す	くり・資源開発、政策形成)などの機能を強化することが必要	
	るとともに、県内市町村の参加職種の状況について近似値デ	であり、その旨、各論第1章「第1住み慣れた地域における高	
	ータを掲載願いたい。	齢者の暮らしを支援する体制の推進」の中で記載しています	
		(p43) _o	
		地域ケア会議に参加する専門職種やその職能について、国の	
		資料等でも例として示されていますが、参加職種は一律ではな	
		く、各市町村が市町村や個別事例の事情等に応じて参加を求め	
		るものと認識しています。また、県内市町村の参加職種の状況	
		について、公表を前提としたデータがなく、掲載することは困	
		難です。	

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
9	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	いただいた御意見のとおり、当該箇所は、在宅療養者の様々	A(全部反映)
	p59【課題】	な生活や病態に応じて、適切な医療や介護を包括的に提供する	
	第2段に「在宅療養者の生活や病態に応じて、適切な医療	ために、固有の能力を持つ関係職種の連携の必要性を主旨とし	
	や介護を包括的に提供していくため (後略)」とあり、その中	ているものであり、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士で求	
	に「リハビリテーション専門職」という表記がある。この段	められる能力、役割はそれぞれ異なるものであることから、「理	
	で課題とされていることは「療養者の生活や病態」が謳われ	学療法士、作業療法士、言語聴覚士」とそれぞれの職種名を明	
	ており、地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション	記するよう修正しました。	
	専門職に共通して述べられる能力とは異なるものと考える。		
	この段にあっては職種固有の能力を求められているものと解		
	釈できることから、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(な		
	ど)と職種名を明記いただきたい。		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
10	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	いただいた御意見を踏まえ、嚥下調整食の提供に関する取組	B (一部反映)
	p59 【課題】【今後の取組】	について次のとおり追記しました。	
	【課題】と【今後の取組】にそれぞれ以下の項目を加える	【現状】	
	べきである。	○ 医療機関、介護施設等によって対応している食形態の種類	
	【課題】	や質、名称等が異なっており、高齢者が他の施設に移行した	
	○ 要介護者等の高齢者が医療機関退院後も低栄養リスクを	際に、栄養情報の共有が円滑に行われない場合もあります。	
	抱えることなく、安全で適切な栄養管理のもと、摂食嚥下	【課題】	
	機能に対応した嚥下調整食の提供基準と多職種協働による	○ 要介護高齢者が医療機関から自宅や介護施設等に移行し	
	マネジメントを進めることが求められている。	た後も、適切な栄養管理が継続できるよう、医療・介護に携	
	(上記ガイドライン 宮田剛委員長の発刊挨拶より引用。以下	わる多職種間で、食形態や栄養情報を共有する必要がありま	
	も同じ。)	す。	
	【今後の取組】	【今後の対応】	
	○ 県内医療・介護関係施設において、「嚥下調整食マネジメ	○ 安全で適切な栄養管理のもと、要介護高齢者に対し摂食嚥	
	ント 岩手県ガイドライン」に基づく嚥下調整食をマスタ	下機能に対応した食事を提供できるよう、医療・介護に携わ	
	ーし、「栄養管理情報提供書」の活用による均一で良質な食	る多職種間による食形態の統一化や、栄養情報の共有、食生	
	事サービスを継続する必要がある。	活改善ボランティア等と一体となった食支援の取組を支援	
	○ 在宅療養者や要支援者の低栄養・基礎疾患等の重症化予	します。	
	防においては、栄養ケアが多職種間で共有されるとともに、		
	地域活動ボランティア等の協力も得た一体型のサポートを		
	すすめることが重要である。		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
11	(各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進)	いただいた御意見のとおり、広大な県土を抱える本県におい	D(参考)
	p59【今後の取組】	て、限られた資源で住民の医療、福祉を支えていかなければな	
	4項目目に、「市町村域を超えた課題の調整など広域的な支	らない状況にあり、在宅医療を進める上で大きな課題であると	
	援を行い、」とあるが、その後に、「オンラインの利用による	認識しております。	
	テレビ電話での遠隔診断など」を加えてはいかがか。広大な	オンライン診療については、国において、今後、受診者を含	
	県土を抱える本県において、具体策を示すことも必要と思う。	めた関係者の意見を聞きながら、実施する場合のルールを検討	
		することとされています。	
		県としては、オンライン診療の普及について、いただいた御	
		意見を参考にするとともに、国の動向を注視しながら検討して	
		いきます。	
12	(各論第1章第4 介護予防と地域リハビリテーションの推	いただいた御意見のとおり、一般介護予防事業の取組は重要	C (趣旨同一)
	進)	であり、p78に、住民自身が主体となって運営する住民主体の	
	p77	通いの場を充実させ、参加者同士のつながりを通じて、参加者	
	地域支援事業のうち、「一般介護予防事業」が今後は市町村	や通いの場が継続的に拡大していくような介護予防の取組が	
	事業の中核事業であると思いますが、全体を示す書き込みが	必要である旨を記載しています。	
	ない。		
13	(各論第1章第4 介護予防と地域リハビリテーションの推	市町村への支援の取組の一つとして、各市町村で実施してい	C (趣旨同一)
	進)	る介護予防・日常生活支援事業について、県内の市町村で実施	
	p77	しているサービスの状況などを取りまとめ、定期的に市町村と	
	訪問型・通所型サービスや配食等の生活支援サービスが多	情報共有しており、各市町村における更なる事業の推進を図っ	
	様化しており、実際に運用実施している市町村も多くなって	ています。	
	いることから、それらの種類や具体を示し、県内市町村の取		
	組状況を示すことが、情報共有になり、今後の事業拡大につ		
	ながると考える。		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
14	(各論第1章第4 介護予防と地域リハビリテーションの推	本県では、平成27年度から、岩手県シルバーリハビリ体操	C (趣旨同一)
	進	指導者養成事業を実施し、リハビリテーション専門職が限られ	
	p79【今後の取組】	る地域においても、住民主体の介護予防の取組の効果的な普	
	今後の取組の6番目~8番目では、リハビリテーションの	及・展開が図られるよう、ボランティアの体操指導者を養成し、	
	理念の下、住民が主体となった介護予防を地域づくりも含め	地域での活動を支援するなど、効果的な介護予防の普及と通い	
	て推進していくこと、またそこにリハ専門職の積極的な関わ	の場の充実を図るための取組を行っており、現在、14 市町村	
	りを促していくことが示されている。	が導入しています。	
	この点では、これまで5年間県が推進してきた「シルバー	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により高齢者の閉じ	
	リハビリ体操」を、今後も継続して推進していくことがます	こもりや心身機能の低下が懸念されていますが、各地で、感染	
	ます重要ではないかと考える。	症対策を徹底しシルバーリハビリ体操の活動が継続されるな	
	シルバーリハビリ体操のシステムは行政と住民が連携し、	ど、コロナ禍にあっても有効な介護予防の取組と認識していま	
	指導者と参加する高齢者が顔を合わせて行うため、地域づく	す。	
	りにつながっている。体操は音楽やリズムがなく平易で高齢	いただいた御意見を参考に、県として、引き続き、元気な高	
	者にも行いやすく、また片麻痺等のリハビリテーションの技	齢者が介護予防事業の担い手として地域の中で社会的な役割	
	術を基盤としているため安全で効果的である。加えて療法士	を持つことで、自らの生きがいづくりや介護予防にもつながる	
	が日常行う療法技術と合致している為、療法士が参画しやす	よう、高齢者自らが指導者となり、地域で自主的に取り組むシ	
	い内容である。コロナ禍でも三密を防いで充分対応できるツ	ルバーリハビリ体操の普及を推進していきます。	
	ールと思われる。		
	岩手県では現在 600 名を超える指導者が養成され、一級指導		
	者が養成され市町村主催で講習会を行うところも出てきてい		
	る。一方でここ2~3年は、新規の受講者の伸び悩みや教室		
	参加者数の減少、市町村主催講習会への負担など、課題が増		
	えてきている。		
	そこで県には引き続き本事業の積極的推進を打ち出し、市		
	町村行政、広域支援センター、地元の療法士(職能団体)、		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
	そして住民と連携し、一つ一つの課題に知恵を出し合い取り		
	組むことで、事業の安定継続につながり、介護予防と地域リ		
	ハビリテーションの推進という目標達成に近づけるのではな		
	いかと思う。		
15	(各論第1章第4 介護予防と地域リハビリテーションの推	【今後の取組】の6項目目は市町村の地域ケア会議や介護予	F (その他)
	進)	防事業へのリハビリテーション専門職等の参加促進を主旨と	
	p79【今後の取組】	しており、7項目目はリハビリテーション専門職の意識の醸成	
	6項目目と7項目目は同様の趣旨なので、一本化が相応し	やスキルの向上を主旨としています。	
	٧٠ _°		
16	(各論第1章第4 介護予防と地域リハビリテーションの推	いただいた御意見を踏まえ、8 項目目について、「高齢者が	A (全部反映)
	進)	自発的に介護予防に取り組むことを促進するため、住民主体の	
	p79【今後の取組】	通いの場が継続的に拡大していく取組を推進します」と修正し	
	8項目目について、何の説明か分かりづらい。「通いの場」	ました。	
	が主語であるならば、それを頭にいれるべきではないか。ま	また、10項目目及び11項目目についても、通いの場に係る	
	た、住民主体による運営について論じたいのであれば、11項	取組を記載したものであり、通いの場に関わる項目が一連のも	
	目目にも類似した記述があるので、流れがいいように整理し	のとなるよう項目の順序を整理しました。	
	てはどうか。		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
17	│ │ (各論第1章第4 介護予防と地域リハビリテーションの推		C(趣旨同一)
	進)	機能が低下するリスクが高まることから、介護予防に資する体	
	p79【今後の取組】	操と併せて、管理栄養士等と連携した適切な栄養状態の改善に	
	「通いの場」等の取組を効果的・継続的に実施するための	向けたケアマネジメントの取組は重要と認識しており、p79 に	
	専門職の関与が示されていない。特に、全国調査結果から、	そうした取組を支援する旨記載しています。	
	管理栄養士については、食と栄養の専門職として、他職種に		
	比べて頻度が多く、栄養アセスメントや住民への栄養教育、		
	共食の支援の重要性が求められていることを記述いただきた		
	الا		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
18	(各論第1章第4 介護予防と地域リハビリテーションの推	いただいた御意見のとおり、感染予防に配慮しつつ、地域の	B (一部反映)
	進)	実情を踏まえた介護予防事業を進めるうえで、ICTを活用し	
	p79【今後の取組】	た取組は有効であると認識しており、県では、先進的な取組事	
	現状において、介護予防事業実施に係る資源の地域格差が	例の情報提供などを行い、市町村の事業実施を支援していると	
	ある点、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛が	ころです。特にも、介護予防における感染症対策は喫緊の課題	
	指摘されている点を受けて、今後の取組には遠隔操作を可能	であると認識しています。	
	とするICTの導入検討を組み込んだり、過疎地域における	また、移動が困難な高齢者を対象とした、通いの場など一般	
	移動サービスの検討を加えてはいかがか。	介護予防事業における送迎サービスについては、市町村が介護	
		予防・日常生活支援総合事業により、実施することが可能とな	
		っています。	
		よって、御意見の趣旨を踏まえ、【今後の取組】の4項目目、	
		15 項目目を次のとおり修正しました。	
		(4項目目)	
		「市町村が限られた社会資源のなかでも効果的に介護予防	
		事業を推進することができるよう、情報交換会の開催や、 <u>IC</u>	
		T・移動サービスの導入事例等の情報提供などを行い、市町村	
		の事業実施を支援します。」	
		(15 項目目)	
		「市町村を通じて、感染症予防及びまん延防止のための正し	
		い知識の普及啓発と、通いの場の運営方法に関する助言を行	
		い、ICTを活用した集合を要しない通いの場の開催など、感	
		染拡大防止に配慮した介護予防の取組を推進していきます。」	

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
19	(各論第1章第4 介護予防と地域リハビリテーションの推	いただいた御意見のとおり、地域包括ケアの取組を一層推進	D (参考)
	進)	していくためには、リハビリテーション専門職など地域包括ケ	
	p83【今後の取組】	アに携わる人材の確保が課題と認識しています。	
	p82【課題】において、リハビリテーション専門職の地域	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、市	
	偏在が指摘されていることを受け、市町村におけるリハビリ	町村に対しリハビリテーション専門職などの医療専門職の人	
	テーション専門職の積極的雇用推進を加えてはいかがか。自	件費に要する経費が国交付金の交付対象となっているなど活	
	治体のリハビリテーション専門職雇用は地域包括ケアシステ	用できる事業もあることから、岩手県介護予防市町村支援委員	
	ム推進の観点でも大きなメリットを生むものと考える。	会などの場で、これらの事業や他市町村の優良事例を紹介する	
		など、リハビリテーション専門職の確保について市町村を支援	
		していきます。	
20	(各論第2章第1 介護人材の確保・育成)	いただいた御意見を参考として、介護人材の安定的な確保に	D (参考)
	p85 1サービス従事者の確保及び専門性の向上	向けて、神奈川県のような職員の人材育成や就労環境等の改善	
	サービス従事者の向上心を刺激するために、「かながわべス	につながる介護事業者の取組に対する認証評価制度の取組を	
	ト介護セレクト 20」や「かながわ認証」のような表彰制度を	今後検討していきます。	
	県内でも実施するよう御検討願いたい。	また、介護サービス事業所への指導につきましては、広域振	
	また、県立病院の認定看護師による事業所への指導をお願	興局等において集団指導のほか、専門研修を行っているところ	
	いしたいという意見も承っているので、そのような機会を検	であり、必要に応じて関係機関と連携し、介護従事者の専門性	
	討願いたい。	の向上に取り組んでいきます。	

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
21	(各論第2章第1 介護人材の確保・育成)	いただいた御意見のとおり、介護従事者について、賃金が低	A(全部反映)
	p90【今後の取組】	い、休暇が取りにくい、社会的評価が低いなどの声があり、離	
	介護職員は、利用者との接触機会が必然的に多い中、感染	職者も他職種に比べ高い実態がある中で、県としては、介護人	
	リスクやいわれなき差別などにさらされながら、エッセンシ	材の確保・定着を図る上で処遇改善が重要であると認識してい	
	ャルワーカーとして、命や健康を守るために懸命に働いてい	ます。	
	る。コロナ禍の長期化により、介護現場で働く人は肉体的・	いただいた御意見の①について、引き続き、介護職員処遇改	
	精神的負担が日々重くのしかかっており、人材確保にも悪影	善加算や介護職員等特定処遇改善加算の取得、より上位の区分	
	響が出ていると思われる。	の取得を促進し、加算を活用した賃金改善、キャリアパスの構	
	P89 の【現状】でも指摘されているとおり、介護職場は、	築など、介護職員の処遇改善が行われるよう関係団体と連携し	
	いわゆる「3K」に加え、「給料が安い」「休暇が取れない」	て取り組みます。	
	「勤務時間が長い」の「6K」という極めて残念な指摘も以	また、②についても、引き続き、県等が事業所に対して行う	
	前からされているところ。	実地指導、集団指導等において、介護の職場における安全確保、	
	介護保険制度とサービス提供体制を維持していくために	処遇改善加算の適切な運用を通じた処遇改善を指導していき	
	は、人材確保が必要不可欠であり、そのためには、安全に働	ます。	
	くことができる労働環境の整備、賃金をはじめとする処遇改	以上から、【今後の取組】の1項目目について、「処遇改善加	
	善を確実に進めていく必要がある。	算及び令和元 (2019) 年 10 月より開始した介護職員等特定処	
	以上から、【今後の取組】において、下記の点を考慮するよ	遇改善加算の取得促進、関係団体との連携や県等が行う指導監	
	う検討願う。	<u> 査等を通じて</u> 処遇改善を図るとともに、各事業所のキャリアパ	
	(検討項目)	ス制度や雇用管理の改善等を促進します。」と修正しました。	
	①処遇改善加算、特定処遇改善加算が介護に従事する多くの		
	方にいきわたるよう、届出率だけでなく、職員のカバー率も		
	向上するよう介護労働安定化センター岩手支部と連携して取		
	り組むことについて、検討願いたい。		
	②介護職場の安全確保、処遇改善について、県等が行う指導		
	監査で検証・把握・指導を行うことについて、検討願いたい。		

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
22	(各論第2章第1 介護人材の確保・育成)	いただいた御意見のとおり、介護従事者を確保していくため	E (対応困難)
	p90【今後の取組】	には、介護事業所における賃金改善等の処遇改善が重要である	
	【今後の取組】において、県内の介護従事者の所定内賃金	と認識しています。一方で、事業所に給付された介護給付費を	
	について、全国平均や全産業平均との格差を縮小させるため、	どのような形で職員の賃金改善に充てるかについては、各事業	
	めざすべき目標または水準を明示することについて、検討願	所の経営判断により行われているものと考えており、県が一律	
	いたい。	に目標又は水準をお示しすることは困難です。県としては、引	
		き続き、労働環境の整備・改善を促進するセミナーの開催や、	
		関係団体との連携、指導監査等を通じ、各事業所における賃金	
		改善を含めた処遇改善、雇用管理の改善等を促進していきま	
		す。	
23	(各論第2章第1 介護人材の確保・育成)	目標項目「キャリア支援員が介在し介護の職場に就職した人	F (その他)
	p93 2 施策の目標	数」については、本プランの上位計画である「いわて県民計画	
	「施策の目標」の「キャリア支援員が介在し介護の職場に	(2019~2028)」に目標値が掲載されており、計画間の整合性	
	就職した人数」について R3 が R 元のいきなり 4 倍になってい	を図る上から、本プランにおける目標値を設定しています。具	
	る。キャリア支援員がその位の成果を発揮できる施策が県と	体的な取組については、1「(1)参入の促進」の【今後の取組】	
	してあるのか。前頁には具体的な記述がないように見えるの	にあるとおり、メディアの活用や職場体験等を通じたイメージ	
	で、根拠事業等について加えたほうがよい。	アップ、キャリア支援員の配置、岩手県福祉人材センターにお	
		ける施設・事業所に係る情報の収集、ハローワークとの連携に	
		努め、目標の達成を目指します。	

番号	意 見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
24	(各論第2章第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上)	いただいた御意見のとおり、ひとり暮らしの高齢者が増加す	D (参考)
	p95 1 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方	る中で、介護を要する高齢者が、必要なサービスを必要なとき	
	独居の高齢者が増加しており、施設の利用やサービスの利	に利用できることが重要であり、地域包括支援センターが、介	
	用それ自体の判断を一人で行えない現実がある。まず、独居	護を含めた様々な課題を抱えている高齢者世帯への戸別訪問	
	の高齢者に日々助言できる体制を各地で構築しないと、「自	等により、介護サービスの利用など適切な支援につなげている	
	助・自己責任」の名の下に何も決められず、状態を悪化させ	ものと認識しています。	
	る高齢者が増える恐れがあるので、岩手県として、個人の生	県としては、地域において、多様な相談支援が行われること	
	活に積極的に立ち入る形で独居の高齢者に関わり合ってほし	が望ましいと考えており、現在実施している研修等を通じて、	
	٧١°	引き続き、地域包括支援センター職員の資質向上や個々の福祉	
		課題をサービスに結びつける地域福祉活動コーディネーター	
		等の育成を行い、市町村が地域の実情に応じて行う相談支援の	
		充実を支援します。	

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
25	(各論第2章第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上)	施設等における感染症対策については、当該項目に記載して	B (一部反映)
	p 97 (3) 施設の安全対策	いるとおり、県では、社会福祉施設等で働く職員等が新型コロ	
	Ⅱ各論第1章の「第4 介護予防と地域リハビリテーショ	ナウイルス感染症に感染等することにより、施設等で働く職員	
	ン」において、新型コロナウイルス等の感染症対策について	が不足する場合に、他の施設等から応援職員を派遣し、施設等	
	記載されているが、介護施設での感染症対策や介護施設と医	のサービス提供を行う相互応援システムを構築するとともに、	
	療機関との連携による対策があまり明記されていないように	感染拡大防止について、衛生部局等関係機関と連携して対応し	
	見える。現在、県民が不安に感じている介護施設・医療機関	ていくこととしています。この他にも、感染症対策チェックリ	
	における新型コロナウイルス対策について、大々的にページ	ストを作成し、具体的な感染対策を助言しているほか、高齢者	
	を割いて記載するべきと考える。このプランだけでは、介護	施設等を対象とした感染症対策の研修会を開催し、施設等にお	
	施設で新型コロナウイルスのクラスターが発生した場合にど	ける感染防止対策を支援しています。また、大規模クラスター	
	う対応するのか、県民はわからないままである。	発生時においては、いわて感染制御支援チーム(ICAT)や	
		災害医療派遣チーム(DMAT)のメンバーで構成される「い	
		わて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォース」の支援な	
		どにより、感染拡大防止に対応しており、これらの具体の取組	
		について、記載を追加しました。	

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
26	(各論第2章第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上) p97 (3)施設の安全対策	施設等における感染症対策については、当該項目に記載しているとおり、県では、社会福祉施設等で働く職員等が新型コロ	B (一部反映)
	国が各県プランの要素として「新型コロナウイルス感染症 にかかる対策」を求めているが、本県としての記載はよいの	ナウイルス感染症に感染等することにより、施設等で働く職員が不足する場合に、他の施設等から応援職員を派遣し、施設等	
	か。 介護サービス事業所の処遇や取組支援について多少なりと も看板は上げておいたほうがいいと思う。長期化が予想され、	のサービス提供を行う相互応援システムを構築するとともに、 感染拡大防止について、衛生部局等関係機関と連携して対応し ていくこととしています。この他にも、感染症対策チェックリ	
	本プランに於いても継続対応が求められると考える。国としても地方に回す予算を確保していることから連動する必要が	ストを作成し、具体的な感染対策を助言しているほか、高齢者 施設等を対象とした感染症対策の研修会を開催し、施設等にお	
	あると思う。	ける感染防止対策を支援しています。また、大規模クラスター 発生時においては、いわて感染制御支援チーム(I CAT)や	
		災害医療派遣チーム (DMAT) のメンバーで構成される「いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォース」の支援な	
		どにより、感染拡大防止に対応しており、これらの具体の取組 について、記載を追加しました。	
27	(各論第2章第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上) p103 【課題】	いただいた御意見のとおり、各地域において必要とされる介護サービスの種類・量については、各地域の実情により異なり、	F (その他)
	3項目目にある「指導レベルの平準化」とはどういうことか。介護サービス事業の展開については、各市町村住民の特性、包括支援体制によって格差があって当たり前だと思う。	各保険者が適切にこれらのニーズを把握した上でサービス提供体制の整備を進めているものと認識しています。一方で、各サービスには遵守するべき法令等に基づく運営基準があり、こ	
	性、包括文族体制によって格差があって目だり間だと思り。 利用者及び家族に対する介護サービスのニーズ把握はされているか。行政が作った数値目標の上だけに本プランがあり、	れらの基準を遵守し、サービスの質の維持・向上を図るため、 県や市町村がサービス事業者に行う指導のレベルについて、平	
	利用者に寄り添った介護サービスを本県は組み立ててほしいと思います。	準化を図る必要があると考えます。	

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
28	(各論第2章第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上)	いただいた御意見を踏まえ、当該表の表題(「岩手県介護保	B (一部反映)
	p109 表	険審査会における審査請求件数」)を追記し、また、表中の数	
	表の表題が抜けている。	値について、精査し、修正しました。	
	また、下段の計は「累計」であって、本来は合計を取る必	御意見のありました、下段の「計」については、制度開始時	
	要がないものと思う。せっかく掲載するのであれば、(事業の	からの申請件数、内容及び対応結果の傾向が把握できると考え	
	内容)の3種の各割合、(申請への対応)の取下、繰越、裁決の	ることから、合計を記載しています。なお、年度ごとの申請件	
	3種の割合を加筆するべきではないか。ただ、この3種の計	数が必ずしも大きな数値となっておらず、また、割合を記載す	
	が申請数と合っていないので確認願いたい。	ると情報過多となることから、件数を記載しています。	
29	(各論第3章第3 被災した高齢者が安心して暮らし続ける	p48 にも記載のあるとおり、運転免許を自主返納した高齢者	D (参考)
	ことができる環境づくりの推進)	など、自身で自動車の運転ができない住民の通院、買い物など	
	p138【現状】 p 139【今後の取組】	日常的な生活の足である公共交通の利用しやすい環境の整備	
	【現状】と【今後の取組】にそれぞれ以下の項目を加える	や利用の促進などにより、公共交通の維持を図ります。	
	べきである。	また、移動が困難な高齢者を対象とした買い物代行や同行・	
	【現状】	移動支援 (付添い等) 等のサービスについては、市町村が介護	
	○ 災害公営住宅が市街地から遠隔であり、高齢者が徒歩で	予防・日常生活支援総合事業により、実施することが可能とな	
	買い物できる距離ではないことから、日々の食材購入が困	っています。県では、当該事業を行う市町村に対し、介護保険	
	難な方が多く、低栄養や基礎疾患の重症化予防が懸念され	事業の地域支援事業交付金を交付しているところであり、引き	
	ています。	続き、財政支援を行っていきます。	
	【今後の取組】	いただいた御意見については、具体的な施策に係るものであ	
	○ 食材等の買い物困難者を減少させ、必要な栄養を確保す	ることから、関係部局とも情報共有し、今後の具体の施策の検	
	るため、食品販売業者の訪問販売の促進、定期お買い物バ	討に当たり参考とさせていただきます。	
	スの運行や社会福祉協議会世帯訪問、(地域を見守りサービ		
	スする方の名称を書いてください)による買い物代行サー		
	ビスなどの地域コミュニティづくりを支援します。		

- 備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。
 - 2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

- 3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。
- 4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。